# (おしえて)

介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に 対してお答えします。

### **Q** お尋ねします・・・

介護保険サービスで、自宅の廊下 などに手すりを取り付けたいのです が、どのような手続きが必要ですか。

#### ▲ お答えします・・・

介護保険サービスには、手すりの 取り付けや、段差を解消した場合に、 かかった費用(上限20万円)の9割 が支給される住宅改修費の支給制度 があります。

住宅改修費の支給を受けるには、 介護保険の認定を受ける必要があり ます。

認定の結果が、非該当以外の認定 であれば、取り付けることができま すので、必要な書類を整えて、役場 へ事前に申請してください。

申請の前に工事したときは、介護 保険からの給付が受けられませんの で、注意してください。。

■福祉課高齢者福祉グループ

**☎**820 - 5 6 0 5

世七郎 その 最高齢 最高 人到 今 年 を達 わ月 中のは 訪 せ か さん 度、 る ら長寿祝金と内 お 105 出 歳 人で 長 ` 寿 100 今年 で 来庭) 24 9。は あ ま



祉

↑左:芥川副町長 右:大地七郎さん

熊野町 ま す。」 る臣  $\mathcal{O}$ と 力 カン  $\neg \emptyset$ 配者を目指し 元気に過ごし かりがとう れ指

副町長が訪問

歳以上へ長寿祝金~長寿を祝う

広報「くまの」では、町民の皆さん のお宅に広報が届くまでの期間を考 慮して、おおむね発行月の11日以 降から翌月10日までの行事のお知 📻 らせを掲載しています。

# 子育で支援センター エンゼル通信

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学びあいながらゆとり ある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、 孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

#### ●子育て支援センターの主な予定

	実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
ŀ	14日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月~2歳5ヵ月)
ľ	18日(火)	10:30	子育て懇談会 (金澤綾子)
ŀ	25日(火)	9:30	にこにこべビー (1歳~1歳5ヵ月)
ľ	26日(水)	10:00	子育て講座「親の力」を学び合う(要予約)
þ	28日(金)	10:30	親子の関わり懇談会 (福田宏子)
	12月3日(水)	9:30	ふわふわべビー (0歳)

※毎月の予定表は子育て支援センター、各公民館、図書館な どに置いてあります。気軽にお問い合わせください。

●おひさまルーム (上記以外の日程の9:30~11:30)

#### ●パステルルーム

『パステルルーム』は地域での活動拠点としてご利用いただ 

ı	実施日	開始時間	t	場	j	所		
l	12日(水)		東部地	域係	建康	セ	ンタ	
l	20日(木)	9:30	中央。	ક :	れ	あ	11	館
l	12月10日(水)		東部地域	或傾	康	セ	ンタ	_

### ●「子育て講座」開催のお知らせ

子どもの急なケガや事故に慌てないために、適切な対応や 予防、応急処置を一緒に学びましょう。

▽講師:日本赤十字社 幼児安全法指導員

■12月5日(金)10:30~11:30

■無料 ※動きやすい服装でご参加ください。

①心肺蘇生法・AEDの使い方について(要予約) ■11月17日(月)9:30~11:30 ▽託児:有

②起こりやすい子どものケガと対処法 (予約なし)

※毎週木曜日は予約による子育て相談の日です 子育て支援センター内での遊びはありません。 ※行事はいずれも 11:30 に終了予定です。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター (西部地域健康センター内) ☎820-5502 №820-5504 開設日時(※年末年始、お盆、祝日除):月~金曜日9:30~17:00 〈子育て相談(要予約)月~金曜日13:00~17:00〉

# 四域19年



## ■財政状況等について

## 平成19年度決算に基づく健全化判断比率等

平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりです。 当町の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は、いずれも「早期健全化基準」又は「経 営健全化基準」を下回っています。

なお、この健全化判断比率等は、ホームページで詳しく掲載しています。

#### ● 健全化判断比率

(単位:%)

区分	実質赤字比率 (一般会計等の 実質赤字の標 準財政規模に 対する比率)	連結実質赤字比率 (全会計の実質 赤字の標準財 政規模に対す る比率)	実質公債費比率 (一般会計等が 負担する元利 償還金等項 準財政規模 対する比率)	将来負担比率 (地方債残高など、 一般会計等が将 来負担すべき負 債の標準財政規 模に対する比率)
健全化判断比率	_	_	10.9	68.3
(早期健全化基準)	(15.0)	(20.0)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.0)	(40.0)	(35.0)	_
県内平均	_	_	14.6	184.4

※注 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「一」を記載しています。

● 資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率) (単位:%)

区 分	水道事業(法適用企業)	下水道事業(法非適用企業)	
資金不足比率	_	_	
(経営健全化基準)	(20.0) ※公営企業ごと		

※注 資金不足額がない場合は、「一」を記載しています。

■ 政策企画課 ☎820 - 5 6 3 2